

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1000））
2. 日時：平成30年6月1日 10時00分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、正岡主任安全審査官、秋本安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他21名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他5名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他9名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他4名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 主任 他4名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他6名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他7名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、5月25日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち原子炉格納施設の設計条件に関する説明書関係、基本設計方針及び非常用発電装置の出力の決定に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書関係】

＜ペDESTAL排水系の排水機能確認試験＞

- 排水機能確認試験装置と実機で相違がある箇所の影響を説明すること。

＜原子炉格納施設の重大事故等時の動荷重＞

- 重大事故等時の動荷重について、設計基準事故時の荷重に包絡されることをどのような根拠で定量的に確認しているのか説明すること。

【基本設計方針（原子炉冷却系統、原子炉格納施設）関係】

- 技術基準規則第63条への適合性について、格納容器圧力逃がし装置使用時と耐圧強化ベント使用時の負圧防止のための格納容器スプレイの停止手順が異なることから、その考え方を整理し提示すること。
- 技術基準規則第63条への適合性について、敷地境界での線量評価の基準値 5mSv を明記すること。
- 技術基準規則第65条への適合性について、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置を構成する機器を整理するとともに、pHの管理・維持方法について整理し提示すること。
- 技術基準規則第65条への適合性について、解釈第3項 b) viii) に対する基本設計方針を整理し提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書のうち重大事故等時の動荷重について
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 本文 補機駆動用燃料設備の基本設計方針 抜粋資料
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 本文 非常用取水設備の基本設計方針 抜粋資料
- ・ V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）